

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から適用する。

一 第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六条号チ、第五十七条、第八十九条第三号及び第九十四条第一項第一号の改正規定

二 第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号チ、第三十五条、第六十七条第三号及び第七十二条第一項第一号の改正規定

三 第三条中信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五条号チ、第五十一条、第八十七条第三号及び第九十二条第一項第一号の

改正規定

四 第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

五 第五条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条、第三条第一項及び第二項、第二十三条、第三十一条、第四十七条第一項第二号ロの表（注2）②、第六十五条第三号、第七十条第一項第一号の表（注）、第七十七条第二項第二号並びに第二百六十二条の表（注2）の改正規定

定

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における

第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二及び第十四条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			適用日から起算して一年を経過する日までの期間
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過するまでの期間			
及び第十四条の二	第二条の二第三項 及び第十四条の二	第三項	二・五パーセント
二・五パーセント	第二条の二第四項 及び第十四条の二	掲げる比率を合計して得た比率	〇・六二五パーセント
ト	第四項	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率	

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資

				第三項
			第二条の二第四項 及び第十四条の二	掲げる比率を合計 して得た比率
第四項	第三項	第二条の二第三項 及び第十四条の二	掲げる比率を合計 して得た比率に百 分の五十を乗じて 得た比率	掲げる比率を合計 して得た比率に百 分の五十を乗じて 得た比率
第二条の二第四項 及び第十四条の二	掲げる比率を合計 して得た比率	二・五パーセント	一・八七五パーセント	掲げる比率を合計 して得た比率に百 分の五十を乗じて 得た比率

産等に照らし、それらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 適用日から起算して三年を経過する日までの間ににおける第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし、それらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第二条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
第一条の二第四項 掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率	

平成二十九年三月三十一日から起算して
一年を経過する日までの期間

			第二条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセン
平成三十年三月三十一日から起算して一 年を経過する日までの期間	第二条の二第四項	掲げる比率を合計 して得た比率	掲げる比率を合計 して得た比率に百 分の五十を乗じて 得た比率	掲げる比率を合計 して得た比率に百 分の七十五を乗じ て得た比率	ト
第二条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセ	ント		
第二条の二第四項	掲げる比率を合計 して得た比率				

(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用

金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第四条 適用日から起算して三年を経過する日までの間における第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第十九条の二及び第三十一条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	
第十九条の二第三項及び第三十一条の二第三項	二・五パーセント
第十九条の二第四項及び第三十一条	〇・六二五パーセント
掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百

						の二第四項
						平成二十九年三月三十一日から起算して 一年を経過する日までの期間
第十九条の二第四項	第十九条の二第三項及び第三十一条	第十九条の二第三項及び第三十二条	第十九条の二第四項及び第三十一条	の二第三項	第十九条の二第三項及び第三十一条	二・五パーセント
掲げる比率を合計	二・五パーセント	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	ト	一・二五パーセン	分の二十五を乗じて得た比率
掲げる比率を合計	一・八七五パーセント	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	ト	一・二五パーセン	分の二十五を乗じて得た比率

項及び第三十一条

して得た比率

して得た比率に百

の二第四項

分の七十五を乗じて得た比率

(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第五条 適用日から起算して三年を経過する日までの間における第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
第二条の二第四項	掲げる比率を合計	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
掲げる比率を合計	掲げる比率を合計	二・五パーセント	〇・六二五パーセント

						して得た比率
						して得た比率に百
						分の二十五を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	第一条の二第三項	第二条の二第四項	二・五パーセント	一・二五パーセン	して得た比率に百
第二条の二第四項	第一条の二第三項	二・五パーセント	掲げる比率を合計して得た比率	二・五パーセント	ト	して得た比率
して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率	二・五パーセント	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	一・八七五パーセント	ト	して得た比率に百
して得た比率に百	掲げる比率を合計して得た比率	一・八七五パーセント	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	一・二五パーセン	ト	して得た比率

分の七十五を乗じ
て得た比率